

三浦市老人福祉保健センターふれあいサロン業務仕様書

- 1 目的 高齢者が気軽に集い触れ合うことができる場の提供により、安否確認、閉じこもり・うつ・認知症の予防と特に支援が必要な者の早期発見・対応につなげる。
- 2 対象者 介助なく、身の回りのことがほとんどできる高齢者
- 3 業務内容等 下記の内容を取り入れ、月20日以上、1回につき2時間程度を目安にふれあいサロンを開催すること。
 - (1) コミュニケーションを図ることができる環境づくり
 - (2) 健康づくりや介護予防に関する情報の周知
- 4 業務実施報告 業務を行ったときは、翌月15日までに前月分の業務実施状況報告書を市に提出するものとする。ただし、3月分の業務実施状況報告書及び年間実施状況報告書は3月31日を以て提出するものとする。
報告内容としては、下記の内容を含むこと。
 - (1) 参加者数
 - (2) 実施内容
 - (3) その他、報告の必要があるもの
- 5 期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日
- 6 その他
 - (1) 保健師等職員のみならず、ボランティア等、地域住民を活用した教室の開催に努めること。
 - (2) 参加者が怪我のないよう安全確保に努め、事故等があった場合は速やかに対応し、市へ報告する。また、事故時の対応について十分な準備に努めること。
 - (3) サロン利用者等に対して送迎を行うこと。
送迎に係る車両及び運転手については、指定管理者が確保すること。